

母子家庭等医療費助成



8月1日から印刷は青色

対象

- ・母子家庭(父に重度の障害がある家庭を含む)で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで。以下同じ)の児童を養育する母および児童
- ・父子家庭(母に重度の障害がある家庭を含む)で18歳以下の児童を養育する父および児童
- ・父母のいない18歳以下の児童

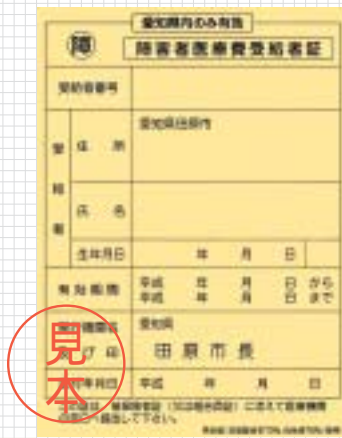
内容

医療保険における自己負担額を助成します。

申請に必要なもの

- ・保険証、印鑑
- ・転入者の場合は所得証明書

障害者医療費助成



対象

- ・1〜3級の身体障害者手帳所持者(腎臓機能障害は1〜4級、進行性筋萎縮症は1〜6級の方)
- ・A・B判定の療育手帳所持者
- ・自閉症状群と診断されている方

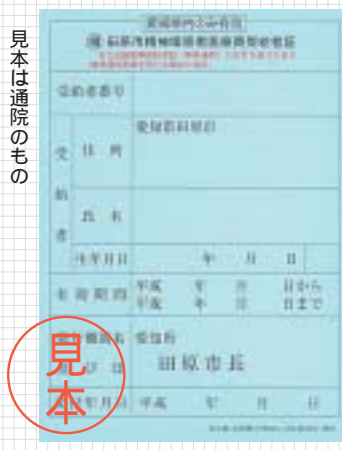
内容

医療保険における自己負担額を助成します。

申請に必要なもの

- ・保険証、印鑑
- ・それぞれの手帳(自閉症状群については精神科医の発行する診断書)

精神障害者医療費助成



見本は通院のもの

対象

- ・精神障害と診断され、自立支援医療(精神通院)を受けている方
- ・精神障害と診断され、入院されている方(措置入院の方は除く)

内容

精神障害治療に必要な次の費用を助成します。

申請に必要なもの

- ・通院⇨医療費の自己負担額
- ・入院⇨医療費の自己負担額の半額
- ・精神障害治療に必要な次の費用を助成します。
- ・通院⇨保険証、印鑑、自立支援医療受給者証
- ・入院⇨保険証、印鑑、診断書

母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、受給者証が7月31日[月]で期限切れとなります。更新申請がお済みでない方は、大至急手続きをしてください。対象になると思われる方で、通知が届かない場合はお問い合わせください。

- 国民健康保険高齢者医療費受給者証をお持ちの方には、7月31日[月]までに新しい受給者証を郵送します。

医療受給者証の更新について

